



川監委発第214号
令和6年3月27日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 山木綾子様

川越市監査委員 中沢雅生
同 石川隆二
同 小野澤康弘
同 桐野忠

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

公益財団法人 川越市勤労者福祉サービスセンター

所管部局

産業観光部 雇用支援課

1 組織

公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターの組織は、評議員が7名、役員は、理事長、副理事長、常務理事、理事6名及び監事2名のもと、事務局長（常務理事兼務）以下6名の常勤職員を置いている。

2 事業の概要

川越市内に居住又は勤務する勤労者に対して総合的な福祉事業を展開し、勤労者とその家族の福利厚生の上昇を図るとともに、地域企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的として、次の事業を行っている。

- (1) 勤労者等の生活の安定に関する事業
- (2) 勤労者等の健康の維持増進に関する事業
- (3) 勤労者等の自己啓発及び余暇活動に関する事業
- (4) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共済団体としての事業
- (5) 勤労者福祉施設等の運営管理に関する事業
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

3 市との関係

(1) 出資関係

公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターの基本財産は5,100万円であり、川越市は全額を出捐している。

(2) 補助金関係

川越市は、公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターに対して、勤労者福祉に関する事業等を対象として、毎年、補助金を交付している。

（令和4年度補助金交付額：27,994,000円）

(3) 指定管理関係

川越市は、川越市中高年齢労働者福祉センター及び川越市芳野台体育館の

管理業務について、公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターを、令和元年4月1日から令和6年3月31日の間、指定管理者として指定している。

(令和4年度指定管理料)

- ・川越市中高年齢労働者福祉センター：25,605,012円
- ・川越市芳野台体育館：11,167,051円

第3 監査の期間

令和5年11月6日から令和6年3月27日まで

第4 監査の方法

令和4年度及び令和5年度(4月から11月まで)の当該団体に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果

監査重点事項の出納及びその他の事務については、関係法令、協定書等に従い、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

[要 望]

施設の管理について

川越市中高年齢労働者福祉センター及び川越市芳野台体育館は設置から30年以上経過し、修繕を要する箇所が多数見受けられるなど、老朽化への対応が必要となっている。

大規模改修の実施については、今後の施設の在り方に大きく関わってくることから、川越市公共施設等総合管理計画及び川越市個別施設計画に基づき、関係部署と連携し、両施設の今後の在り方について検討を進めるよう要望する。

(社会資本マネジメント課・雇用支援課)

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 指摘には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの等として監査委員が表明する所感をいう。

要 望： 「意見」とほぼ同様の意義とし、何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。